

生活にお困りの方へ ひとりで悩まず 自立相談支援窓口に ご相談ください。

相談無料

秘密厳守

あなたのお困りごとに対して専門の相談員が一緒に考え、
解決に向けた支援をします。
問題を抱えた方のご家族・関係者の方でも相談可能です。

たとえば……

生活費が足りず公共料金が支払えない
家計のやりくりができず生活が苦しい
就職や転職活動がうまくいかない
仕事を辞めて家賃の支払いが厳しくなった
家族が長年ひきこもっていて今後が不安
どこに相談したらよいかわからない

私たちが解決の
お手伝いをします！



詳しい制度については裏面をご覧ください

まずはお電話で
ご相談ください

042-470-7777 (代表) 内線2507・2514

相談受付時間 平日9時～16時(12時～13時を除く)

東久留米市福祉保健部福祉総務課 自立相談支援事業担当

東久留米市における事業のご案内

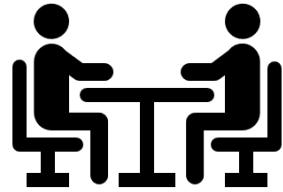
※以下の事業は生活困窮者自立支援制度に基づくものです

自立相談支援事業

生活・家族・仕事・住まいのことなど抱えている問題に対し、相談支援員が聞き取りを行った上で支援計画を立て、問題の解決や自立に向けて一緒に取り組みます。

※相談は無料ですが、必要な公的証明書等の手数料や、関係機関に相談に行く際の交通費等は相談者のご負担となります。

※法的手続き（相続、各種公的申請等）を代行することはできません。



住居確保給付金事業～離職等で経済的に困窮し住居の喪失のおそれのある方へ～

【家賃補助】

・住まいと就労機会の確保に向けた支援として、家賃相当額を支給します

【転居費用補助】

・家賃が低廉な住宅等への転居することに伴い、家計全体の支出の削減が見込まれる場合に、転居のための初期費用を支援します。



※自立相談支援事業と合わせての利用となります。

※支給に関しては、上限額や収入・資産等の要件があります。

詳細は相談支援員に世帯状況をお伝えの上お問い合わせください。

※生活保護の方はご利用できません。

子どもの学習支援事業

市内在住の中学生1年生から3年生の方で、学習に関して不安や困りごとがある世帯の方に対し、市が委託したスタッフが学習のサポートを行います。

[利用申込、詳細等はコチラ >>>](#)



就労支援～年齢や病気などで就職に不安のある方

就職に意欲のある方は、ご相談ください。～

一人ひとりの状況に合わせ、ハローワークの支援員との連携による就労支援を行います。

- ・失業後、なかなか仕事が見つからない方
- ・仕事を辞めてから数年経ってしまった、ひきこもり状態だったなど、就職したいけれど、どうすればいいかわからない方
- ・年金収入はあるけれど、もう少し働いて収入を増やしたい方
- ・生活のため、すぐに就職する必要がある方 など



東久留米市福祉保健部福祉総務課 自立相談支援事業担当

〒203-8555

東久留米市本町三丁目3番1号

東久留米市役所 1階

042-470-7777(代表) 内線2507・2514

相談受付時間 平日9時～16時

(12時～13時を除く)

